

入 札 説 明 書

普通乗用自動車の借入れ

(令和8年9月 29 日付け公告分)

神奈川県小田原保健福祉事務所

この入札説明書は、本入札に係る公告、及び次に掲げる法令のほか、この入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ遵守しなければならない一般事項を明らかにするものです。

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）
- (3) 神奈川県財務規則（昭和 29 年神奈川県規則第 5 号）
- (4) 競争入札の参加者の資格に関する規則（昭和 40 年神奈川県規則第 106 号）

このほか、入札に係る詳細な手続等については、「工事に使用する物件以外の物件の買入れ、印刷の請負、物件の借入れ及び業務委託に係る電子入札実施要領」に定めるところによるものとします。

（電子入札実施要領 URL <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f100567/>）

1 調達内容

- (1) 借用物品
普通乗用自動車の借入れ 1 台
- (2) 業務内容及び契約条件等
物品賃貸借仕様書及び契約書案のとおり
- (3) 納入期限及び借入期間
物品賃貸借仕様書のとおり
- (4) 借入場所
小田原市荻窪 350-1（神奈川県小田原保健福祉事務所）

2 入札参加者に求められる資格

- (1) 神奈川県入札参加者資格名簿（物件の買入れ・物件の借入れ・一般業務の請負等）（以下「資格者名簿」という。）において、営業種目「物件の借入れ」に登録されている者で、「A」又は「B」の等級に区分されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 指名停止期間中の者でないこと。
- (4) 仕様書に示す業務内容を、公正かつ的確に遂行し得る者であること。
- (5) 資格者名簿において、神奈川県内に本店、支店又は営業所の登録がある者であること。

3 事務を担当する所属

郵便番号 250-0042

所在地 小田原市荻窪 350-1

機関名 神奈川県小田原保健福祉事務所 管理課 担当：川俣

電話番号 0465-32-8000（代表）

4 入札参加希望者に求められる義務

入札参加希望者は、かながわ電子入札共同システムにより、競争参加資格確認申請書受付締切日時ま

でに、競争参加資格確認申請を行ってください。

確認申請の結果については、競争参加資格確認通知書発行日時に、同システムによる競争参加資格確認通知書により通知します。

5 入札日程

(1) 競争参加資格確認申請書受付締切日時

令和8年10月6日（火）午後5時00分まで

(2) 質問受付期間

令和8年9月29日（火）から同年10月6日（火）午後5時00分まで

質問は、かながわ電子入札共同システムの説明要求機能により行ってください。回答については、令和8年10月9日（金）までに、同システムにより閲覧に供します。

なお、仕様に関する質問及び回答が発生する場合があるため、入札参加者は入札前に必ず内容を確認したうえで入札してください。

(3) 競争参加資格確認通知書発行日時

令和8年10月9日（金）午後5時00分まで

(4) 入札書受付期間

令和8年10月14日（水）午前8時30分から同年10月15日（木）午後5時00分まで

(5) 開札予定日時

令和8年10月16日（金）午前9時00分

開札時間は多少遅れる場合があります。ご了承ください。

(6) 再度入札

入札執行回数は、原則として1回としますが、開札の結果、予定価格の範囲内の入札がないときは、再度入札を1回行います。この場合は、かながわ電子入札共同システムにより、令和8年10月16日（金）の開札後、速やかに通知します。

なお、1回目の入札に参加しなかった者、無効な入札をした者、または1回目の入札で失格となった者は、再度入札に参加することができません。

6 その他

(1) 入札保証金

免除します。

(2) 調達に関し要した経費

入札参加者及び契約の相手方が本件調達に関し要した費用については、すべて当該入札参加者及び当該契約の相手方が負担するものとします。

(3) 入札する金額

入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額（消費税及び地方消費税抜きの金額）を入札金額としてください。見積もりにあたっては、物価上昇や賃上げの状況を踏まえて積算してください。

なお、入札金額の100分の110に相当する金額をもって申込みがあったものとし、その金額に円未

満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとします。

(4) 入札を辞退する場合

入札を辞退する場合は、辞退届を入札書受付締切日時までに3の所属に提出してください。辞退届の提出がない場合は、未提出として取扱います。

(5) 疑義申立て

入札の参加資格がないとする旨の通知を受理した者で、その理由に不服がある者は、通知日の翌日から起算して5日以内に、3に記載する所属に対し、説明を求めることが出来ます。

(6) 内訳書の提出

落札者は、3の所属あて速やかに内訳書を提出してください。

(7) 契約書の作成

(ア) 本契約は、契約担当者が契約の相手方とともに契約書に記名押印することにより確定するものとします。

(イ) 契約書は、契約書案を基に2通作成し、契約担当者及び契約相手方がそれぞれ1通を保有するものとします。なお、契約の締結に要する費用は、落札者の負担とします。

(ウ) 契約条項

別紙契約書案のとおり

(エ) 契約を締結する所属の名称及び所在地

郵便番号 250-0042

所 在 地 小田原市荻窪 350-1

機 関 名 神奈川県小田原保健福祉事務所 管理課 担当：川俣

電話番号 0465-32-8000（代表）

(8) 業者調査への協力

県では、契約に係る県の予算執行の適正を期すために必要があると認めた場合は、契約の相手方の当該契約に係る処理の状況について調査を行うことにしています。このため、本入札を落札し契約する場合に取り交わす契約書には、次の条文を設けています。

(業者調査への協力)

第〇条 発注者又は神奈川県知事が、この契約に係る発注者の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、発注者又は神奈川県知事は、受注者に対し、受注者における当該契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。

2 受注者は、前項の要請があった場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約の終了後も、終了日の属する県の会計年度から6会計年度の間は、同様とする。

(9) 暴力団排除に係る解除等

本入札を落札し契約する場合には、県が「神奈川県暴力団排除条例」に基づき県の契約から暴力団員等を排除する事項に、あらかじめ同意していただきます。